

高齢者の方へ 肺炎球菌ワクチンの予防接種

予防接種はお済みですか。接種期限は、**平成29年3月31日まで**です。
定期接種には、5月上旬に対象の方へ郵送しました「高齢者用肺炎球菌ワクチン接種券」が必要です。過去に「23価肺炎球菌ワクチン」を接種したことがある方は定期接種の対象ではありません。

今年度の接種対象者

65歳となる方	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生
70歳となる方	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生
75歳となる方	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生
80歳となる方	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生
85歳となる方	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
90歳となる方	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生
95歳となる方	大正10年4月2日生～大正11年4月1日生
100歳となる方	大正5年4月2日生～大正6年4月1日生



詳細については、5月上旬に郵送しました案内をご覧ください。お問い合わせください。

問 保健センター (☎2010)

観光振興事業費補助金

市観光協会では、土岐市の観光を盛り上げたいという団体・事業者の方に対し、補助金を交付します。

対象 次の全てに該当する団体または事業者
 ▷事業主体が組合などの団体である場合は、構成員が5人以上であって、その団体が観光協会会員であること。事業主体が複数の事業者などで構成されたものである場合は、3者以上の事業者などが観光協会会員であること。
 ▷観光の振興につながる事業を自主的に行うこと。

対象経費

▷観光の振興に役立つ施設などの整備や保全などの事業（ハード事業）に要する経費
 ▷ハード事業以外の観光の振興に役立つ事業（ソフト事業）に要する経費

補助金額および補助機関など

▷年間3事業程度を採択
 ▷1事業につき30万円を上限
 ▷1事業について原則最長で3年間
申込期限 3月15日(水)

※希望する方は下記までお問い合わせください。

問 土岐市観光協会 (内線233)

犯罪被害遺児・交通遺児 激励金支給事業

県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、激励金をお贈りしています。該当する方は連絡ください。

対象 次の全てを満たす方

▷①犯罪被害または②交通事故により、それまで生計をともにしていた父または母（すでに父母がなかった場合はそれに代わる方）を亡くした県内に居住する方
 ▷義務教育終了までの方および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む）で満20歳未満の方
 ※遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が再婚し生計をともにすることとなった方は除きます。
 ※①については、国の犯罪被害給付制度で遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

激励金の額（1人当たり）

▷乳幼児・小学生＝15,000円
 ▷中学生＝20,000円
 ▷高校生など＝25,000円
 ※申請時から高等学校等就学中（20歳未満）まで毎年支給。基準日は5月5日です。

申込期限 3月6日(月)

申・問 交通遺児激励金支給事業

…環境課 (内線254)
 犯罪被害遺児激励金支給事業
 …まちづくり推進課 (内線186)